

鳥取県獣医師養成確保修学資金貸与事業（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業）給付規程細則

（平成16年4月1日付鳥畜機構発第34号 鳥取県畜産推進機構会長通知）

（一部改正 平成17年6月15日付鳥畜機構発第52号鳥取県畜産推進機構会長通知）

（一部改正 平成23年4月21日付鳥畜機構発第54号鳥取県畜産推進機構会長通知）

（一部改正 平成25年9月5日付鳥畜機構第356号鳥取県畜産推進機構会長通知）

（一部改正 平成27年4月21日付鳥畜機構第95号鳥取県畜産推進機構会長通知）

（一部改正 平成27年7月9日付鳥畜機構第266号鳥取県畜産推進機構会長通知）

1 事業の実施

公益社団法人鳥取県畜産推進機構は（以下「機構」という）は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領（平成4年3月19日付発畜第250号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施要領」という）、同事業給付規程（平成4年10月7日付発畜第93号鳥取県農林水産部長通知。以下「給付規程」という）及び獣医師養成確保修学資金貸与事業実施規程（平成23年4月1日付け22消安第10244号農林水産省消費・安全局長通知。以下「国実施規程」という）に定めるところにより事業を実施するとともに、国実施規程第4の9の規定に基づき、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業（獣医師養成確保修学資金貸与事業）給付規程細則を以下のとおり定める。

2 給付対象者

修学資金の給付を受けることのできる者は、実施要領第3の3の（1）及び国実施規程第4の1の規定に該当する者のうち、機構と修学資金の給付に関する契約を締結した者（以下「獣医修学生」という）とする。

3 給付額及び給付期間

修学資金の給付額及び給付期間は、実施要領第3の3の（2）及び第3の4の（1）並びに国実施規程第4の2の規定によるものとする。

4 獣医修学生の募集

（1）機構は、鳥取県の協力のもと、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金（獣医師養成 確保修学資金。以下「修学資金」という）の給付を希望する獣医学を専攻する学生の募集に供するため、毎年原則として10月31日までに、この事業の仕組み、照会先機関等を内容とする鳥取県獣医修学生募集案内を作成し、獣医学系大学（又は学部）の学生に周知させる等、この事業の円滑な実施に努めるものとする。

また、修学資金の給付を希望する者から別記様式第2-2号の修学資金給付望申告書を事前に提出させるものとする。

（2）機構は、毎年原則として11月10日までに、獣医療法（平成4年法律第46号）第11条の規定により鳥取県が定める鳥取県における獣医療を提供する体制

の整備を図るための計画（以下「鳥取県計画」という）等に照らし、産業動物獣医師及び家畜防疫員（県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）の確保を必要とする地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、法人又は個人が開設する飼育動物診療施設等（以下「団体等」という）から別記様式第1号による獣医修学生募集要望書を提出させるものとする。

(3) 機構は、(2)により団体等から提出された獣医奨学生募集要望書が鳥取県計画等に照らし適当と認めるときは、毎年原則として11月20日までにその写しを添えて知事に提出するものとする。

5 修学資金の給付申請

(1) 修学資金の給付を受けようとする者は、毎年4月15日までに（年度中途の追加募集の場合は、機構会長が別途定める日までに）、別記様式第2号による鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書に次に掲げる書類を添付して機構に提出するものとする。

①学長又は学部長の推薦書（別記様式第3号）

②健康診断書

③戸籍謄本

④当該学年末における学業成績証明書（当該年度の新規入学者については、入学許可証の写し）

⑤収入がある父又は母の収入を証明する書類（市町村が発行する前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し）

(2) 修学資金の給付申請書の連帯保証人（獣医修学生と連帯して債務を負担する者（自然人に限る）をいう。以下同じ）は2人とし、獣医修学生に父又は母があるときは、連帯保証人のうち1人は父又は母とする。

6 修学資金給付計画の申請及び承認

(1) 実施要領第3の2の(1)による修学資金給付計画の承認申請は、毎年4月30日までに（年度途中の追加募集の場合は、鳥取県知事が別途定める日までに）別記様式第4号による修学資金給付計画承認申請書に、5の(1)の鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書の写しを添付して知事に提出して行うものとする。

(2) 機構は、国実施規程第7の1に定める県知事との協議を経て、食の安全・消費者の信頼確保対策事業実施計画の及び食の安全・消費者の信頼確保対策事業費関係補助金交付申請を農林水産省に提出し、承認を得るものとする。

(3) 機構は、(1)及び(2)の承認があった場合に、修学資金の給付を受けようとする者に対して、速やかに別記様式第6号の修学資金給付決定通知書により修学資金の給付決定を行うものとする。

7 修学資金の給付方法及び給付額

- (1) 機構は、6の(4)の給付決定の通知後、修学資金の給付を受けることとなった獣医修学生との間で、実施要領第3の5の修学資金の給付に関する契約書を別記様式第7号により作成することにより、修学資金の給付契約を行うものとする。
- (2) 機構は、獣医修学生との契約を締結した場合には、契約書の写しを知事及び連帯保証人に送付するものとする。
- (3) 機構は、獣医修学生に対して、毎月1か月ずつ修学資金を給付することとする。ただし、獣医修学生との合意のもとに、2か月分以上を合わせて給付することができるものとする。
- (4) 機構が獣医修学生に給付する修学資金の給付基準額は、実施要領第3の4の(1)に定める額とし、鳥取県ふるさと獣医師確保基金（以下「基金」という）から生ずる果実により、その2分の1以内を充当するものとする。

8 修学資金の返還等

- (1) 機構は、獣医修学生が、実施要領の第3の6の各号のいずれかに該当することとなったときは、別記様式第8号により、別紙1により算出される額修学資金及び加算金（以下「返還金」という。）を請求し、納付させるものとする。
- (2) 機構は、修学資金の給付を受けた者が、修学資金の給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く）の2分の3に相当する期間を満了する前に、産業動物獣医師等としての業務に従事しなくなったときは、別記様式第8号により、別紙により算出される額の返還金を請求し、納付させるものとする。
- (3) 獣医修学生は、(1)又は(2)により返還金の納付の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を納付しなければならない。ただし、災害、疾病その他のやむを得ない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

また、返還金のうち、基金相当額及び基金にかかる加算金の合計額について、3年又は貸与期間のいずれか長い期間を限度として、毎月、均等額を返還することができる。

9 修学資金の返還等の猶予

- (1) 修学資金の給付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、8の規定にかかわらず、別記様式第7-16号により、返還金及び加算金の納付の猶予を機構に申請することができるものとする。
 - ①就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事した後、就業予定先の都合（人事異動を含む。）により、一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。
 - ②災害、疾病その他やむを得ない理由により返還が困難となったとき。
 - ③家畜衛生等に関する技術指導で海外に派遣されることとなったとき。
- (2) 猶予の期間は、(1)の①及び③にあっては3年、(1)の②にあっては当

該事由が継続する間を限度とする。この場合において、猶予の期間については、10の(1)に規定する産業動物獣医師等として従事した期間に算入しないものとする。

(4) 機構は、(1)の申請を承認しようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

10 修学資金の返還等の免除

(1) 機構は、獣医修学生が、産業動物獣医師等としての業務に従事した期間が修学資金給付期間の2分の3の期間を満了したときは、修学資金の返還の債務(履行期が到来していないものに限る。)の全部を免除することができるものとする。

(2) 獣医修学生が、死亡、事故又は心身の故障のために産業動物獣医師等としての業務を継続することができなくなったときは、別記様式第7-17号により、機構に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができるものとする。

(3) 獣医修学生が、雇用者又は雇用予定者のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等としての業務に従事できなくなったときは、別記様式第7-17号により、機構に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができるものとする。

(4) 獣医修学生は、8の規定により機構から返還金の納付の請求を受けたときは、別記様式第7の18号により別紙の加算金の2分の1の額を限度として、その全額又は一部の納付の免除を申請することができる。

(5) 機構は(4)の承認をしようとするときは、あらかじめ知事に協議するものとする。

11 延滞利子の徴収

獣医修学生が、正当な理由がなく返還金又は加算金を定められた日までに納付しなかったときは、機構は、納付すべき日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、納付すべき金額につき年10.95パーセントの割合で計算した額の延滞利子を徴収するものとする。

12 返還金等の納付

機構は、修学資金の給付を受けた者から返還金、加算金又は延滞利子の納付があった場合は、納付のあった翌日から起算して14日以内に修学資金の給付割合に応じて基金に繰り入れるものとする。また、国からの返還命令に従い、国に返還するものとする。

13 勤務先等の変更

獣医修学生が、獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等としての業務に従事した期間が修学資金給付期間(修学資金の休止に係る期間を除く。)の2分の3に満たない期間において、従事する勤務先等を変更した場合は、別記様式第7-15号によ

り機構に届け出るものとする。

1.4 業務従事期間満了の確認

- (1) 機構は、獣医修学生から別記様式第7-19号により、契約に基づく産業動物獣医師等としての業務の従事期間満了の確認申請があった場合には、これを審査し内容が適正であることを確認したときは、当該申請者に別記様式第9号により通知するものとする。
- (2) 機構は、(1)の通知をした場合には、その写しをもって知事に報告するものとする。

1.5 その他

- (1) 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに知事に報告するものとする。
 - ① 給付契約を解除し又は給付を休止したとき。
 - ② 返還金の納付を請求したとき。
 - ③ 返還金の納付を猶予したとき。
 - ④ 返還金の納付を免除したとき。
 - ⑤ 連帯保証人が代わったとき。
- (2) この事業の適正かつ円滑な執行を期するために必要と認める場合には、獣医修学生に対して必要事項の報告を求めることができるものとする。

別紙

8の返還金等及び11の延滞利子の計算方法

1 修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注1) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 実施要領第6の(3)のうち、就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったときは、「修学資金の給付総額」を「修学資金の給付総額のうち国庫補助金相当額」とする。

2 加算金

(1) 給付契約が解除されたとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出のあった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は実施要領第4の8に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金給付期間の2分の3の期間に満たなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(5) 就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額のうち国庫補助金相当額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = (\text{返還金} + \text{加算金}) \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。

別記様式第1号（獣医修学生募集要望書）

番 号
年 月 日

公益社団法人 鳥取県畜産推進機構
会 長 様

団 体 名
住 所
代 表 者 名

印

平成 年度獣医修学生募集要望書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業において、
当 は、平成 年度に下記のとおり新規獣医修学生の採用を希望するので、よろしくお願ひします。

記

1 新規獣医修学生採用希望人数 名

2 配属計画

配属予定の診療施設名	新規配属予定者数	備 考 (氏名、大学、学年等)
	名	

(注) 1 この要望書は、雇用予定団体等から提出すること。

2 雇用を予定する者がある場合は、その氏名、在籍大学名、学年等を備考欄に記入すること。

別記様式第2号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構

会 長

様

申請者 氏名

印

連帯保証人 氏名

印

連帯保証人 氏名

印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付申請書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

ふりがな 氏 名		大 学	名 称 (学部、学科名)	
生年月日	年 月 日生		入 学 年 月 日 卒 業 予 定 年 月 日	年 月 日 年 月 日
本 籍 地	県 (都道府)			貸与開始時の学年
住 所	〒			
高等学校 卒業以降 の学歴	年 月 日	事 項		
連帯保証人 (連帯保証人 のうち1人は 父又は母とす ること)	氏 名	(年 月 日生)	氏 名	(年 月 日生)
	本籍地	県	本籍地	県
	現住所	〒	現住所	〒
	職 業		職 業	
	本人との続 柄		本人との続 柄	

添付書類 ①推薦書 ②健康診断書 ③戸籍謄本 ④学業成績証明書又は入学許可証
⑤主たる家計支持者一人の所得証明書又は源泉徴収票の写し

平成 年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長 様

大 学 名
学部学科名
学 年
氏 名 印
生年月日 昭和・平成 年 月 日
性 別

獣医修学資金給付希望申告書

平成 年度鳥取県ふるさと獣医師修学資金給付事業（獣医師養成確保修学資金貸与事業）の修学資金の給付を希望するので、よろしく申し上げます。

記

- 1 給付希望期間 平成 年 月 から平成 年 月まで
- 2 就職希望先
- 3 連絡先
住 所（〒）
電話番号
- 4 保護者連絡先
氏 名
住 所（〒）
電話番号

別記様式第3号（推薦書）

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長 様

学（学部）長 大学 印

推 薦 書

下記の者は、鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業の修学資金の給付を受ける学生として適当と認められるので推薦します。

記

1 氏名

2 入学年月日及び在学年次 年 月 日 第 学年

推 薦 所 見	
------------------	--

別記様式第4号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付計画承認申請書）

番 号
年 月 日

鳥取県知事 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会 長 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付計画承認申請書

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領第3の2の（1）及び同給付規程第4の1に基づき下記の給付計画を承認されたく、関係書類を添えて申請します。

記

給付申請書の 氏 名 (生年月日)	(年 月 日生)	(年 月 日生)	(年 月 日生)
在学大学名等	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年	大学 学科 第 学年
給付予定期間	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで	年 月から 年 月まで

添付書類 （修学資金給付申請書の写し）

別記様式第6号（鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付決定通知書）

番 号
年 月 日

申請者氏名 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会長 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった修学資金の給付については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 氏 名

2 決定番号

3 給付予定期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 修学資金給付額 月額 円

別記様式第7号

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約書

公益社団法人鳥取県畜産推進機構（以下「甲」という）と鳥取県獣医師養成確保修学資金貸与事業給付規程細則（平成16年4月1日付鳥畜機構発第34号）を了知した（獣医修学生名）（以下「乙」という）は次のとおり契約を締結する。

この契約書は2通作成し、甲及び乙が各1通所持する。

平成 年 月 日

(甲)

(所在地)

(連絡先)

(名称)

会長

印

(乙)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

印

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

印

(乙の連帯保証人)

(本籍)

(住所)

(連絡先)

(氏名)

印

第1条 甲は、この契約書に定める各事項に従い、(3)の就業予定先に就業することをもって、次のとおり乙に対して修学資金を給付するものとする。

(1) 給付額：月額 円

(2) 給付期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、給付期間満了の1か月前までに、甲から特段の申し出がない場合は、本契約は同一条件をもって更に1年間更新されるものとし、乙が獣医師国家試験の受験資格を取得する年度まで以後同様とする。

(3) 乙の就業条件：鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付事業実施要領第3の3の(1)のアからオに規定する診療施設とする。

第2条 甲は、乙の指定する口座振込みにより、修学資金を毎月1か月ずつ支払う。ただし、甲乙合意により、2か月分以上を合わせて給付することができる。

第3条 甲は、乙が次の各号の一に属する場合には、本契約を解除することができる。

- 一 退学したとき。
- 二 獣医学を専攻しなくなったとき。
- 三 心身の故障のため修学の見込みがなくなったと認められるとき。
- 四 修学資金の給付を受けることを辞退したとき。
- 五 学業成績又は性行が著しく不良となったと認められるとき。
- 六 死亡したとき。
- 七 その他修学資金の給付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

第4条 甲は、乙が留年した場合には、その学年度の修学資金の給付を行わない。

2 甲は、乙が休学し、又は停学の処分を受けた場合には、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の給付を行わない。

この場合において、これらの月の分として既に給付された修学資金があるときは、その修学資金は、乙が復学した日の属する月の翌月以降の月の分として給付されたものとする。

第5条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、第1号に該当する場合を除き遅滞なく甲に届け出るものとし、それぞれ甲からの請求を待って、既に給付された修学資金に相当する額の返還金及び別紙1により算出される額の加算金（以下「返還金」という。）を甲に返還しなければならない。

- 一 本給付契約が解除となったとき。
- 二 獣医師国家試験受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。
- 三 獣医師免許を取得後、1年以内に産業動物獣医師及び家畜防疫員（県において家畜の伝染病の予防又は家畜衛生の向上等に関する業務に従事する獣医師。以下これらを「産業動物獣医師等」という。）として疾病の予防、治療又は家畜衛生に関する指導等の業務（以下「産業動物獣医師等としての業務」という。）に従事しなかったとき。（第8条に規定する返還猶予事由に該当する場合を除く。）
- 四 就業予定先の都合により、就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等として

の業務に従事しなかったとき。

第6条 乙は、修学資金の給付期間（修学資金の給付の休止に係る期間を除く。）の2分の3に相当する期間を満了する前に産業動物獣医師等としての業務に従事しなくなったときは、遅滞なく甲に届け出るとともに、甲からの請求を待って、別紙1により算出される返還金を甲に返還しなければならない。

2 甲は、獣医修学生が産業動物獣医師等としての業務に従事した期間が修学資金給付期間の2分の3の期間以上となったときは、返還金の返還を全額免除することができる。

第7条 乙は、第5条及び第6条の規定に基づき、甲から返還金および加算金の返還の請求を受けたときは、請求のあった日から6か月以内に請求された金額の全額を甲に返還しなければならない。この場合、乙が届出を怠った場合は、甲は返還すべき事由が発生した日に遡って返還請求を行うことができるものとする。ただし、災害、疾病その他やむをえない理由により返還金を返還することが困難であると認められるときは、3年を限度として返還金の返還を猶予することができる。

また、返還金のうち、鳥取県ふるさと獣医師確保基金（以下「基金」という。）相当額及び基金にかかる加算金の合計額について、3年又は貸与期間のいずれか長い期間を限度として、毎月、均等額を返還することができる。

第8条 乙は、次の各号の一に該当することとなった場合は、3年以内の期間を限度として（第二号にあっては、当該事由が継続する間。）甲に返還金及び加算金の返還の猶予を申請することができる。この場合において、猶予期間は、第6条第2項に規定する産業動物獣医師等としての業務に従事した期間に算入しない。

一 就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事した後、就業予定先の都合（人事異動も含む。）により、一時的に産業動物獣医師等としての業務以外の業務に従事することとなったとき。

二 災害、疾病その他やむを得ない理由により産業動物獣医師等としての業務に従事できないとき。

三 家畜衛生等に関する技術協力で海外に派遣されることとなったとき。

第9条 乙又は乙の連帯保証人は、乙が死亡、事故又は心身の故障のため、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

2 乙は、雇用者又は雇用予定者のやむを得ない事情により、産業動物獣医師等としての業務に従事することができなくなった場合は、甲に返還金の全部又は一部の返還の免除を申請することができる。

3 乙は、第5条及び第6条の規定に基づき甲から返還金の納付の請求を受けたときは、別紙1の加算金の2分の1の額を限度として、その全額又は一部の返還の免除を申請することができる。

第10条 乙は、正当な理由がなく返還金を、第7条に規定する日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期日の日数に応じ、返還すべき金額につき、別紙1により計算した額の延滞利子を支払うものとする。

第11条 乙は、修学資金給付期間の2分の3に相当する期間、産業動物獣医師等としての業務に従事した場合、甲に従事期間満了確認申請書（別記様式第7-19号）を提出し、甲はこの内容を審査し、適正なことを確認したときは、従事期間満了確認通知（別記様式第9号）により通知する。

第12条 乙は、契約書別表の区分欄に掲げる各号の一に該当する場合は、それぞれの各号に定める提出書を別表の注に規定する期日までに提出しなければならない。

第13条 本契約に定めない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議して定める。

別紙 1

第5条及び第6条の返還金等及び第10条の延滞利子の計算方法

1 修学資金

$$\text{修学資金の給付総額} \times \left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注1) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(注2) 実施要領第6の(3)のうち、就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったときは、「修学資金の給付総額」を「修学資金の給付総額のうち国庫補助金相当額」とする。

2 加算金

(1) 給付契約が解除されたとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、契約が解除された日又は契約解除の申出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(2) 獣医師国家試験の受験資格を取得した日から2年以内に獣医師免許を取得しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、獣医師免許を取得できなかった旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(3) 獣医師免許を取得後、1年以内又は実施要領第4の8に規定する返還の猶予の限度内に産業動物獣医師等として就業予定先に就業しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

(4) 獣医師免許を取得後、産業動物獣医師等として従事した期間が獣医学生を対象とする修学資金給付期間の2分の3の期間に満たなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額に、給付をした日の属する月の翌月から、修学資金の給付が終了した日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和に以下の率を乗じて得た金額

$$\left(1 - \frac{\text{産業動物獣医師等として従事した月数}}{\text{修学資金を給付した月数} \times 3 \div 2} \right)$$

(注) 産業動物獣医師等として従事した月数は、従事し始めた日の属する月から、最終の従事日の属する月までとする。

(5) 就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき。

修学資金の給付時ごとの金額のうち国庫補助金相当額に、給付をした日の属する月の翌月から、産業動物獣医師等として従事しない旨の届出があった日の属する月までの期間につき、年10.95パーセントの割合で計算した額の総和

3 延滞利子

$$\text{延滞利子} = (\text{返還金} + \text{加算金}) \times \frac{0.1095}{365} \times \text{延滞した日数}$$

(注) 延滞した日数は、返還すべき日の翌日から返還までの日とする。

契約書第12条の別表

区 分	届出書名	別記様式番号
1 契約者本人又は連帯保証人の住所・氏名・連絡先等を変更したとき	住所・氏名等変更届	第7-1
2 進級したとき	進級届	第7-2
3 留年したとき又は留年後進級したとき	留年届又は留年後進級届	第7-3
4 休学したとき又は休学後復学したとき	休学届又は休学後復学届	第7-4
5 停学処分を受けたとき又は停学処分後復学したとき	停学届又は停学後復学届	第7-5
6 退学したとき	退学届	第7-6
7 修学資金の給付を辞退するとき	辞退届	第7-7
8 獣医学を専攻しなくなったとき	専攻中止届	第7-8
9 大学を卒業した年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業年次の免許未取得届	第7-9
10 大学を卒業した翌年次の獣医師国家試験で獣医師免許を取得しなかったとき	卒業翌年次の免許未取得届	第7-10
11-1 獣医師免許取得後原則1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しないこととなったとき	業務未就業届(産業動物獣医師等として業務に未就業の場合)	第7-11-1
11-2 就業予定先の都合により就業予定先への就業直後から産業動物獣医師等としての業務に従事しなかったとき	業務不従事届	第7-11-2
12 修学資金給付期間の2分の3の期間満了前に産業動物獣医師等として業務に従事しないこととなったとき	業務非従事届(産業動物獣医師の業務に従事後、非従事となった場合)	第7-12
13 産業動物獣医師等として業務に従事し始めたとき	業務就業届	第7-13
14 産業動物獣医師等として業務に従事しているとき	業務従事状況届	第7-14
15 勤務先(所属)、業務内容を変更したとき	勤務先・業務内容変更届	第7-15

16 契約書第8条に相当し、返還金の返還猶予を申請する場合	返還金の返還猶予申請書	第7-16
17 契約書第9条に相当し、返還金の全部又は一部の返還免除を申請する場合	返還金の全部又は一部の返還免除申請書	第7-17
18 契約書第9条の(3)により、加算金の全部又は一部の返還の免除を申請する場合	加算金の全部又は一部の返還免除申請書	第7-18
19 修学資金給付期間の2分の3に相当する期間に産業動物獣医師としての業務に従事し、従事期間満了の確認を求める場合	従事期間満了確認申請書	第7-19

- 注) 1 2及び3の届出は、修学資金の給付中、毎年度4月15日までに提出すること。
- 2 14の届出は、従事期間満了確認申請書を提出するまでの間、毎年度末に提出すること。
- 3 その他の届出又は申請書は、届出又は申請すべき事由が生じた都度遅滞なく提出すること。
- 4 契約書第12条の別表に掲げる各種届出表については、本人自筆とする。

別記様式第7-1号 (住所・氏名等変更届)

住所・氏名等変更届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり 私 連帯保証人 の住所 (氏名) を変更しましたので、届け出ます。

記

変更事項		変更前	変更後
本人の 場合	ふりがな 氏名		
	現住所	〒	〒
連帯 保証 人の 場合	氏名	(年 月 日生)	(年 月 日生)
	本籍地	県(都道府)	県(都道府)
	現住所	〒	〒
	職業		
	本人との続柄		
変更の事由			

別記様式第7-3号 [留年届 (留年後進届)]

留 年 届 (留年後進届)

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり 留年 留年後進級 しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 留年期間及び留年した学年
年 月 日から 年 月 日まで 第 学年
(留年後進級した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学 (学部) 長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学 (学部) 長

印

別記様式第7-4号 [休学届 (休学後復学届)]

休 学 届 (休学後復学届)

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり 休学 休学後復学 しましたので、届け出ます。

記

- 1 氏名
- 2 在籍大学名等 大学 学部 学科
- 3 休学期間 年 月 日から 年 月 日まで
(休学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学 (学部) 長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学 学 (学部) 長 印

別記様式第7-5号 [停学届 (停学後復学届)]

停 学 届 (停学後復学届)

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり 停学処分を受けましたので、 届け出ます。
復学しましたので、

記

1 氏名

2 在籍大学名等 大学 学部 学科

3 処分の事由

4 処分の期間 年 月 日から 年 月 日まで
(停学後復学した年月及び学年 年 月 第 学年)

大学 学 (学部) 長 様

氏名 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の受給手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学
学 (学部) 長 印

別記様式第7-6号(退学届)

退 学 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり退学しましたので、届け出ます。

記

1 氏名

2 退学前の在籍大学名等

大学

学部

学科

第

学年

3 退学年月日

年 月 日

大学 学(学部)長 様

氏名

印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....
上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学(学部)長

印

別記様式第7-7号(辞退届)

辞 退 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり辞退しますので、届け出ます。

記

1 氏名

2 在籍大学名等

大学

学部

学科

第

学年

大学 学(学部)長 様

氏名

印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の給付契約解除手続のため必要がありますので、上記のことについて証明されたくお願いします。

.....

上記のことについて証明する。

年 月 日

大学

学(学部)長

印

別記様式第7-9号（卒業年次の免許未取得届）

卒業年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったため、届け出ます。

記

- 1 卒業した大学名等 大学 学部 学科
- 2 卒業年月日 年 月 日 卒業証書の記号番号（ ）
- 3 獣医師免許未取得の事由
平成 年度獣医師国家試験 不合格
受験せず
合格したが未登録
(事由：)
- 4 翌年度における国家試験受験の意志 有 ・ 無

注) この届出は、大学を卒業した年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式第7-10号（卒業翌年次の免許未取得届）

卒業翌年次の獣医師免許未取得届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり獣医師免許を取得できなかったもので、届け出ます。

記

- | | | | | |
|---|--------------|----------|----|----|
| 1 | 卒業した大学名等 | 大学 | 学部 | 学科 |
| 2 | 卒業年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 獣医師免許未取得の事由 | | | |
| | 平成 年度獣医師国家試験 | 不合格 | | |
| | | 受験せず | | |
| | | 合格したが未登録 | | |
| | | その他 | | |
| | | (事由 : |) | |

注) この届出は、大学を卒業した翌年に獣医師免許の取得をしなかった場合に提出してください。

別記様式第7-11-1号（業務未就業届）

業 務 未 就 業 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名

印

このことについて、下記のとおり届け出ます。

記

1 産業動物獣医師等としての業務に就業しないこととなった事由

2 獣医師免許証の番号

（以下は該当する場合に記入してください）

3 勤務先

名称

所在地

主たる業務の内容

4 今後産業動物獣医師等として業務に就業する意志

有 ・ 無

注) この届出は、獣医師免許取得後、1年以内に産業動物獣医師等として業務に就業しなくなった場合に提出してください。

別記様式第7-11-2号(業務不従事届)

業 務 不 従 事 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名

印

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなりましたので、届け
出ます。

記

- 1 産業動物獣医師等としての業務に就業しないこととなった事由
- 2 獣医師免許証の番号
- 3 勤務先
名称
所在地
主たる業務の内容

注) この届出は、就業直後に産業動物獣医師等としての業務に就業しなかった場合に提出してください。

別記様式第7-12号（業務非従事届）

業 務 非 従 事 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

電話

氏 名 印

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなりましたので、届け出ます。

記

- 1 産業動物獣医師等としての業務に従事しないこととなった事由
- 2 新しい就業先等
名称
所在地
主たる業務の内容
- 3 産業動物獣医師等として従事していた期間と就業先

年 月 日～ 年 月 日	就 業 先	診療・非診療の別
1		
2		
3		
4		
5		

注) 産業動物獣医師等として業務に一旦従事後、非従事となった場合に提出してください。

別記様式第7-13号 (診療業務就業届)

業 務 就 業 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電 話

氏 名

印

下記のとおり産業動物獣医師等としての業務に就業しましたので、届け出ます。

記

1 卒業及び獣医師免許取得年月日

大学卒業 年 月 日

獣医師免許取得 年 月 日 (免許番号)

2 勤務先：名 称

所属部課

所在地

3 就業年月日： 年 月 日

4 就業機関における主たる従事業務の内容：

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

○印

(家畜保健衛生所長

○印)

注) 1 この届は、卒業後初めて産業動物獣医師等として業務に就業するとき、又は猶予後に業務に復帰する際に提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

業 務 従 事 状 況 届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

電話

氏 名

印

平成 年度における産業動物獣医師等としての業務の従事状況について、下記のとおり届け出ます。

記

1 勤務先：名 称
所属部課
所在地

2 従事期間 年 月から 年 月まで

3 2の従事期間中の休職又は停職の有無 有 ・ 無

上記のとおり相違ないことを証明します。

勤務先の長

印

(家畜保健衛生所長

印)

注) 1 この届は、修学資金の給付期間の3/2の期間を満了するまでの間、毎年度末に提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式第7-15号(勤務先等変更届)

勤務先・業務内容等変更届

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

氏 名 印

勤務先

年 月 日付で所属部課が変わったので下記のとおり届け出ます。

業 務 従 事 内 容

記

変更事項	変 更 前	変 更 後
勤務先 所属部課 所在地		
従事内容		

注) 変更後の欄には変更のあった事項のみ記入する。

上記のとおり相違ないことを証明します。 勤務先の長 印 (家畜保健衛生所長 印)

注) 1 この届は、修学資金の給付期間の3/2の期間を満了するまでの間、変更のあった都度提出してください。

2 地方公共団体、農業協同組合、同連合会、農業共済組合等の診療機関に勤務する場合には勤務先の長の証明を、また、それ以外の診療所に勤務する場合又は個人開業の場合には、当該診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所長の証明を受けて提出してください。

別記様式第7-16号 (返還金の返還猶予申請書)

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の返還金の返還猶予申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

氏 名 印

下記の事由により、返還金の返還の猶予を受けたいので、承認されたく申請します。

記

猶予申請の事由	
猶予申請期間	年 月から 年 月まで (か月間)

注) 猶予申請の事由には、今後の産業動物獣医師等としての業務への復帰の見込みについても記入するとともに、猶予申請の事由を証する書面等を添付してください。

別記様式第7-17号 (返還金の全部又は一部の返還免除申請書)

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の返還金の全部・一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

氏 名 印

(本人死亡の場合は連帯保証人)

住 所

氏 名 印

下記の事由により、返還金の全部・一部の返還の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

免除を申請する事由				
修学生又は修学生であった者の氏名	決定番号		ふりがな氏名	

注) 免除の事由を証する医師の診断書等の証明書を添付してください。

別記様式第7-18号 (加算金の全部又は一部の返還免除申請書)

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の加算金の全部・一部の返還免除申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号 ()

住 所

氏 名

印

下記の事由により、加算金の全部・一部の返還の免除を受けたいので申請します。

記

免除を申請する事由

修学生の氏名	決定 番号		ふりがな 氏 名	
--------	----------	--	-------------	--

別記様式第7-19号（従事期間満了確認申請書）

従事期間満了確認申請書

年 月 日

公益社団法人鳥取県畜産推進機構会長 様

修学生番号（ ）

住 所

氏 名

印

下記のとおり鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付期間の2分の3に相当する期間、産業動物獣医師等としての業務に従事したので、確認を申請します。

記

修学生又は修学生であった者の氏名	決定番号		ふりがな氏名	
修学資金の貸与期間		年 月から 年 月まで		か月間
所属診療機関等の名称	業務従事期間			
1	年 月 日～ 年 月 日			
2	年 月 日～ 年 月 日			
3	年 月 日～ 年 月 日			
4	年 月 日～ 年 月 日			
5	年 月 日～ 年 月 日			
6	年 月 日～ 年 月 日			
		(合計従事期間 年 か月)		

別記様式第8号（返還金等納付請求書）

番 号
年 月 日

修学生番号（ ）
修学生氏名 様

公益社団法人鳥取県畜産推進機構
会長 印

鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金の返還金及び加算金の納付請求書

あなたと交わした鳥取県ふるさと獣医師確保修学資金給付契約に基づき修学資金の給付を行ってきましたが、契約書（第5条・第6条）の規定に基づき、下記のとおり返還金及び加算金を納付されたく請求します。

記

返還すべき事由	
返還金額	円
加算金額	円
納付期限	年 月 日まで

- 注) 1 不明な点は(公社)鳥取県畜産推進機構に照会してください。
2 納付にあたっては、持参するか、または下記の口座に振り込んでください。

銀行 支店 口座番号

